

婦 人 保 護 事 業 の 概 要

1. 根拠法

- ① 売春防止法(昭和32年制定)
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
(平成13年制定/16年/19年改正/25年改正)

2. 対象女性 (「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<局長通知>)

- ① 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ② 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ③ 配偶者からの暴力を受けた者(事実婚を含む)
- ④ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ⑤ 人身取引被害者(婦人相談所における人身取引被害者への対応について<課長通知>)
- ⑥ **ストーカー被害者**(「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<課長通知>)

3. 実施機関等

- ① **婦人相談所**(配偶者暴力相談支援センター) **及び一時保護所**
- ② 婦人相談員(都道府県婦人相談所・市福祉事務所等)
- ③ 婦人保護施設(都道府県・社会福祉法人)
- ④ このほか、一時保護の委託先として母子生活支援施設、民間シェルターなど

婦人相談所の現状

○売春防止法に基づき都道府県に設置され、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務も行う

○全ての都道府県に設置 全国49か所(平成25年度)

○一時保護機能を持ち、要保護女子、DV被害者、人身取引被害者ストーカー被害者等の相談・支援、一時保護委託を行う

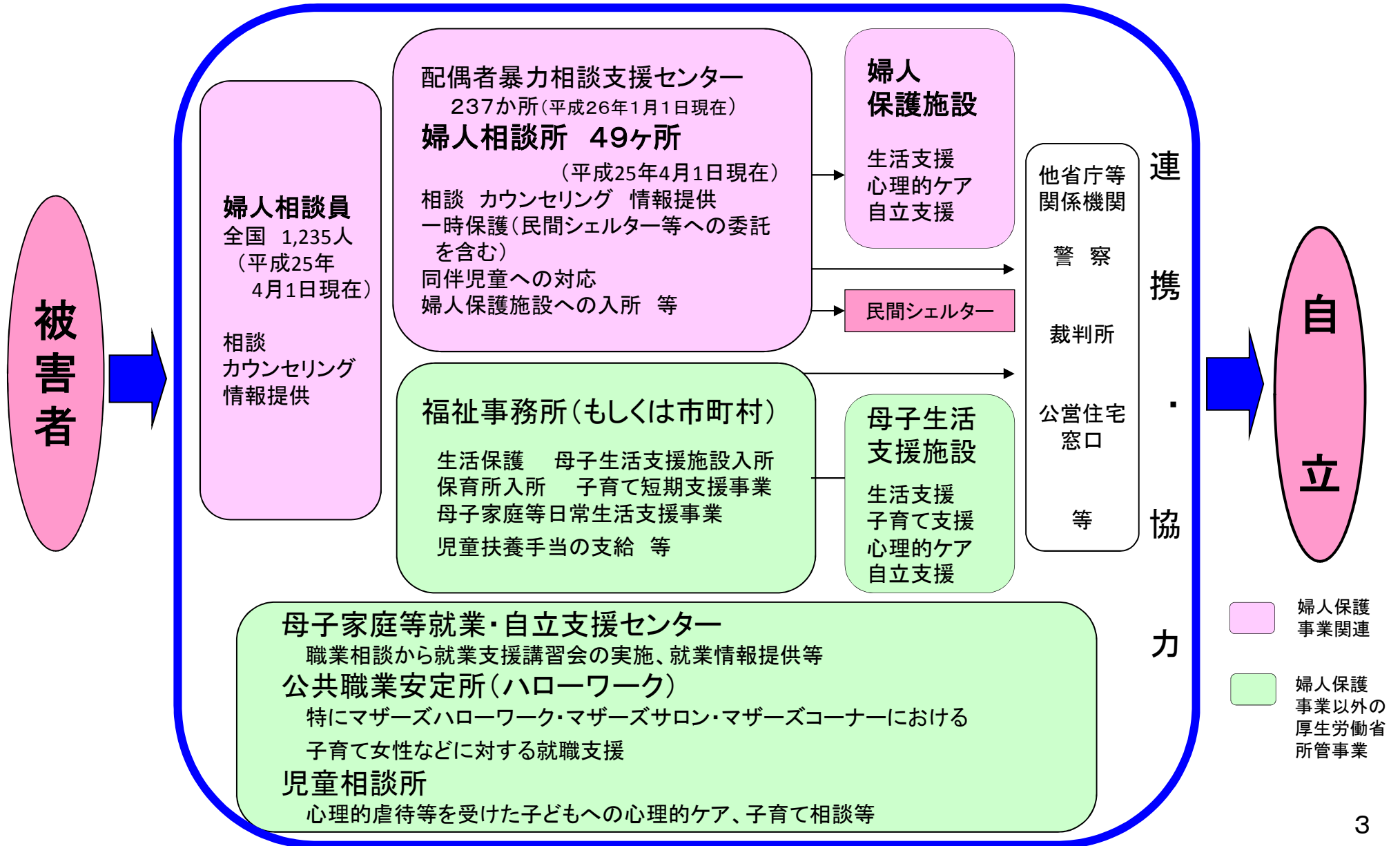
○一時保護に係る人件費や入所者の生活費について、婦人保護事業費負担金にて対応
(国1/2 都道府県1/2)

※一時保護所の職員配置基準(定員50人以下)

施設長1 指導員2 看護師1 事務員1 栄養士1 調理員等3 嘱託医

○婦人相談所活動費、外国人婦女子緊急一時保護経費等の一部について、婦人相談所運営費負担金にて対応
(国1/2 都道府県1/2)

婦人保護事業関係機関（概要）

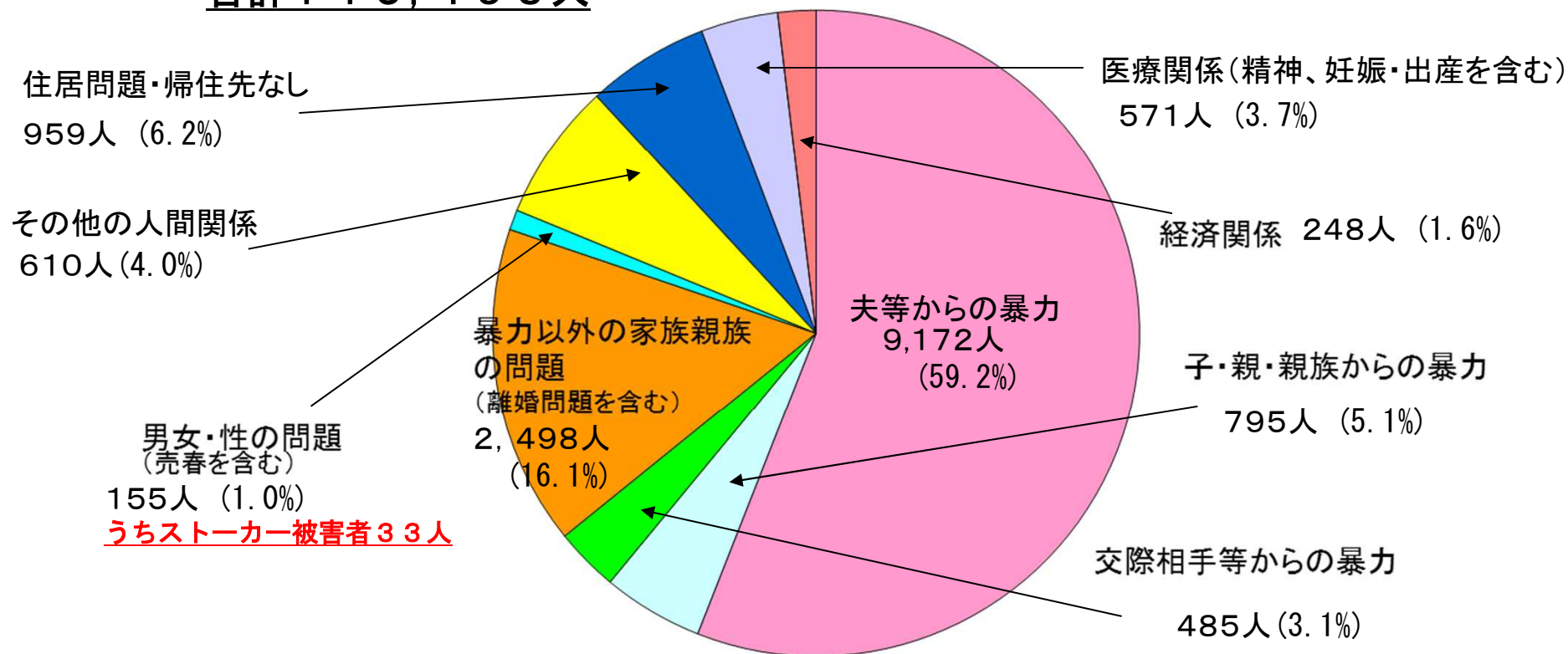


婦人相談所が受付けた来所相談の内容（主訴別）

- 「夫等からの暴力」を内容とする相談は来所相談全体の59.2%。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせると、全体の67.4%を暴力被害の相談が占めている。

平成24年度

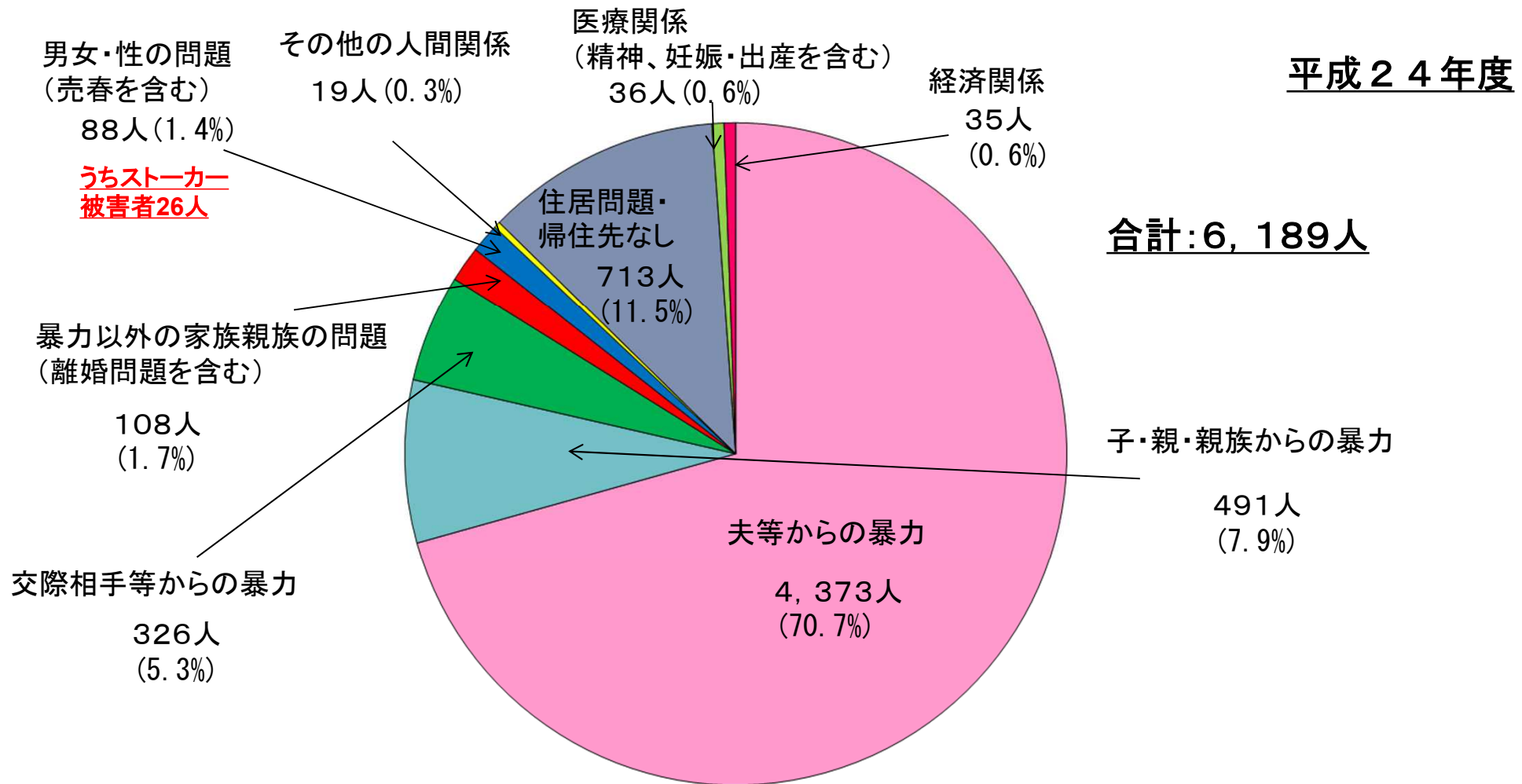
合計：15,493人



うちストーカー被害者33人

婦人相談所における一時保護の理由（主訴別）

- 「夫等からの暴力」を理由とする保護が全体の70.7%を占めている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせて、全体の83.9%を暴力被害が占めている。



○ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)(抄)
 新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(国、地方公共団体、関係事業者等の<u>支援等</u>)</p> <p>第八条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及、ストーカー行為等の相手方に対する<u>婦人相談所</u>その他適切な施設による支援並びにストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援に努めなければならない。</p> <p>2 <u>国及び地方公共団体は、前項の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(国、地方公共団体、関係事業者等の<u>支援</u>)</p> <p>第八条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及、ストーカー行為等の相手方に対する支援並びにストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援に努めなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>2・3 [略]</p>